

○知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（抄）

平成11年12月21日

島根県条例第45号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務）

第2条 次の表の左欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

| 1～24 [略] | [略] |
|---|---|
| <p>25 建築基準法（以下この号において「法」という。）、島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下この号において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に係る申請の受理</p> <p>(2) 法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する許可に係る申請の受理</p> <p>(3) 法第44条第1項第2号から第4号までの規定による道路内の建築の許可又は認定に係る申請の受理</p> <p>(4) 法第47条ただし書の規定による壁面線による建築制限に関する特例の許可に係る申請の受理</p> <p>(5) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域等における建築等の許可に係る申請の受理</p> <p>(6) 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷</p> | <p>松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（これらの市又は町の長が法第2条第35号に規定する特定行政庁として行うべき事務にあつては、当該市又は町を除く。）</p> |

地の位置の許可に係る申請の受理

- (7) 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可に係る申請の受理
- (8) 法第53条第4項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可に係る申請の受理
- (9) 法第53条第5項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外の許可に係る申請の受理
- (10) 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の最低限度の特例の許可に係る申請の受理
- (11) 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定に係る申請の受理
- (12) 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可に係る申請の受理
- (13) 法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による建築物の高さに関する特例の許可に係る申請の受理
- (14) 法第57条第1項の規定による高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外の認定に係る申請の受理
- (15) 法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可に係る申請の受理
- (16) 法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区における建築物の容積率等に関する特例の許可に係る申請の受理
- (17) 法第59条第4項の規定による高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する許可に係る申請の受理
- (18) 法第59条の2第1項の規定による敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等に関する特例の許可に係る申請の受理
- (19) 法第68条第1項第2号の規定による景観地区における建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可に係る申請の受理
- (20) 法第68条第2項第2号の規定による景観地区における建築物の壁面の位置の制限の特例の許可に係る申請の受理
- (21) 法第68条第3項第2号の規定による景観地区における建築物の

敷地面積の最低限度の特例の許可に係る申請の受理

(22) 法第68条第5項の規定による景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定に係る申請の受理

(23) 法第68条の3第1項から第3項までの規定による再開発等促進区等の区域における制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理

(24) 法第68条の3第4項の規定による再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さに関する許可に係る申請の受理

(25) 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発整備促進区の区域における法別表第2（か）項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外の認定に係る申請の受理

(26) 法第68条の4の規定による建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理

(27) 法第68条の5の2の規定による防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例の認定に係る申請の受理

(28) 法第68条の5の3第2項の規定による地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の高さに関する許可に係る申請の受理

(29) 法第68条の5の5第1項の規定による区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理

(30) 法第68条の5の5第2項の規定による区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理

(31) 法第68条の5の6の規定による地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する制限の特例の認定に係る申請の受理

(32) 法第68条の7第5項の規定による予定道路に係る建築物の延べ面積に関する特例の許可に係る申請の受理

- (33) 法第76条第1項の規定による建築協定の廃止に係る申請の受理
- (34) 法第85条第3項の規定による応急仮設建築物の存続に関する許可に係る申請の受理
- (35) 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築に関する許可に係る申請の受理
- (36) 法第86条第1項の規定による1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。）に関する特例の認定に係る申請の受理
- (37) 法第86条第2項の規定による既存建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定に係る申請の受理
- (38) 法第86条第3項の規定による建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが広い空地を有する1団地を形成している場合において、当該1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。）の各部分の高さ又は容積率の特例の許可に係る申請の受理
- (39) 法第86条第4項の規定による既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可に係る申請の受理
- (40) 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定に係る申請の受理
- (41) 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに係る制限の適用除外に関する許可に係る申請の受理
- (42) 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可に係る申請の受理
- (43) 法第86条の5第1項の規定による1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しに係る申請の受理
- (44) 法第86条の6第2項の規定による総合的設計による1団地の住宅施設に関する制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理
- (45) 法第86条の8第1項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体

| | |
|---|-----|
| <p>計画の認定に係る申請の受理</p> <p>(46) 法第86条の8第3項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定に係る申請の受理</p> <p>(47) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この号において「政令」という。）第115条の2第1項第4号の規定による防火壁の設置を要さない建築物の認定に係る申請の受理</p> <p>(48) 政令第131条の2第2項の規定による前面道路に関する特例の認定に係る申請の受理</p> <p>(49) 政令第131条の2第3項の規定による壁面線等の指定がある場合における前面道路の境界線等に関する特例の認定に係る申請の受理</p> <p>(50) 政令第135条の2第2項の規定による前面道路の高さに関する特例の認定に係る申請の受理</p> <p>(51) 条例第3条ただし書の規定による災害危険区域内における建築物の建築に関する認定に係る申請の受理</p> <p>(52) 条例第6条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による特殊建築物等の敷地と道路との関係に関する認定に係る申請の受理</p> <p>(53) 条例第8条第4号の規定による共同住宅の出入口と道路との関係に関する認定に係る申請の受理</p> <p>(54) 条例第9条第1項ただし書の規定による自動車車庫等の敷地と道路との関係に関する認定に係る申請の受理</p> | |
| 26～61 | 〔略〕 |

備考 〔略〕

附 則 〔略〕